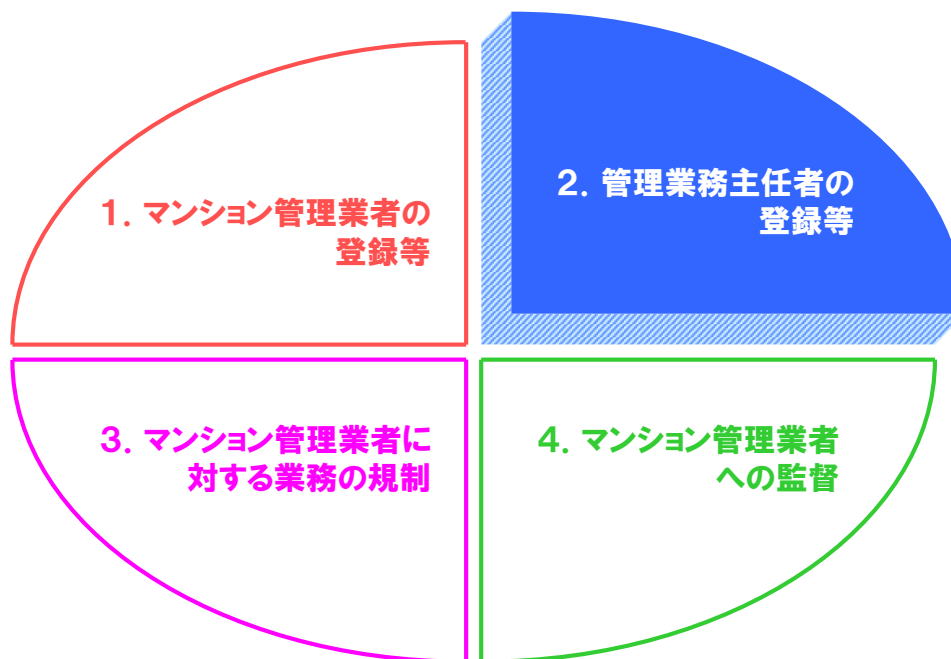


管理業務主任者の皆様へ

マンション管理適正化法の概要(2)



— 令和4年3月 —



2-① 管理業務主任者登録・管理業務主任者証交付等

管理業務主任者の登録

- ◇管理業務主任者試験に合格した方で、2年以上の実務経験有する方又は同等以上の能力※を有する方は、国土交通大臣の登録を受けることができます。（法第59条第1項）
- ◇ただし、法第59条第1項第1号～第6号に掲げる欠格要件に該当する方は登録できません。

※同等以上の能力とは？（法第2条第7号）

・一般社団法人マンション管理業協会が実施する「登録実務講習」の受講 ほか

登録事項の変更

- ◇登録事項に変更があったときは、遅滞なく届け出なければなりません。（法第62条）
- ◇既に交付を受けている方で、氏名の変更を伴う場合は、管理業務主任者証の再発行が必要です。
- ◇住所変更に係る変更届出書は、変更後の住所地を所管する地方整備局へ提出してください。

管理業務主任者証の交付(新規)

- ◇管理業務主任者登録を受けている方は、管理業務主任者証の交付を申請することができます。（法第60条第1項）
- ◇申請日前6ヶ月以内に実施される「交付講習」を受けなければなりません。
ただし、試験合格日から1年以内に交付を受ける方は当該講習を免除されます。（法第60条第2項）
- ◇管理業務主任者証の有効期間は5年です。（法第60条第3項）

管理業務主任者証の交付(更新)

- ◇更新を受けようとする方は、交付申請書を提出しなければなりません。（法第61条）
- ◇有効期間満了日前6ヶ月以内に実施される「交付講習」を受けなければなりません。

2-② 管理業務主任者試験・講習等

管理業務主任者試験

- ◇国土交通大臣より指定を受け、一般社団法人マンション管理業協会が実施しています。
- ◇試験の主な内容は以下のとおりです。
 - ・管理事務の委託契約に関すること。
 - ・管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関すること。
 - ・建物の附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関すること。
 - ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関すること。（マンション管理士試験合格者は免除）
 - ・その他、管理事務の実施に関すること。

登録実務講習

- ◇国土交通大臣より指定を受け、一般社団法人マンション管理業協会が実施しています。
- ◇講習の名称「管理業務主任者資格登録に係る実務講習」。
- ◇国土交通大臣が定める実施要領（平成13年8月1日告示第1281号）に従い実施されます。（中国地方以外の開催については、[本省HP](#)で他の実施機関もご案内しています。）

交付講習

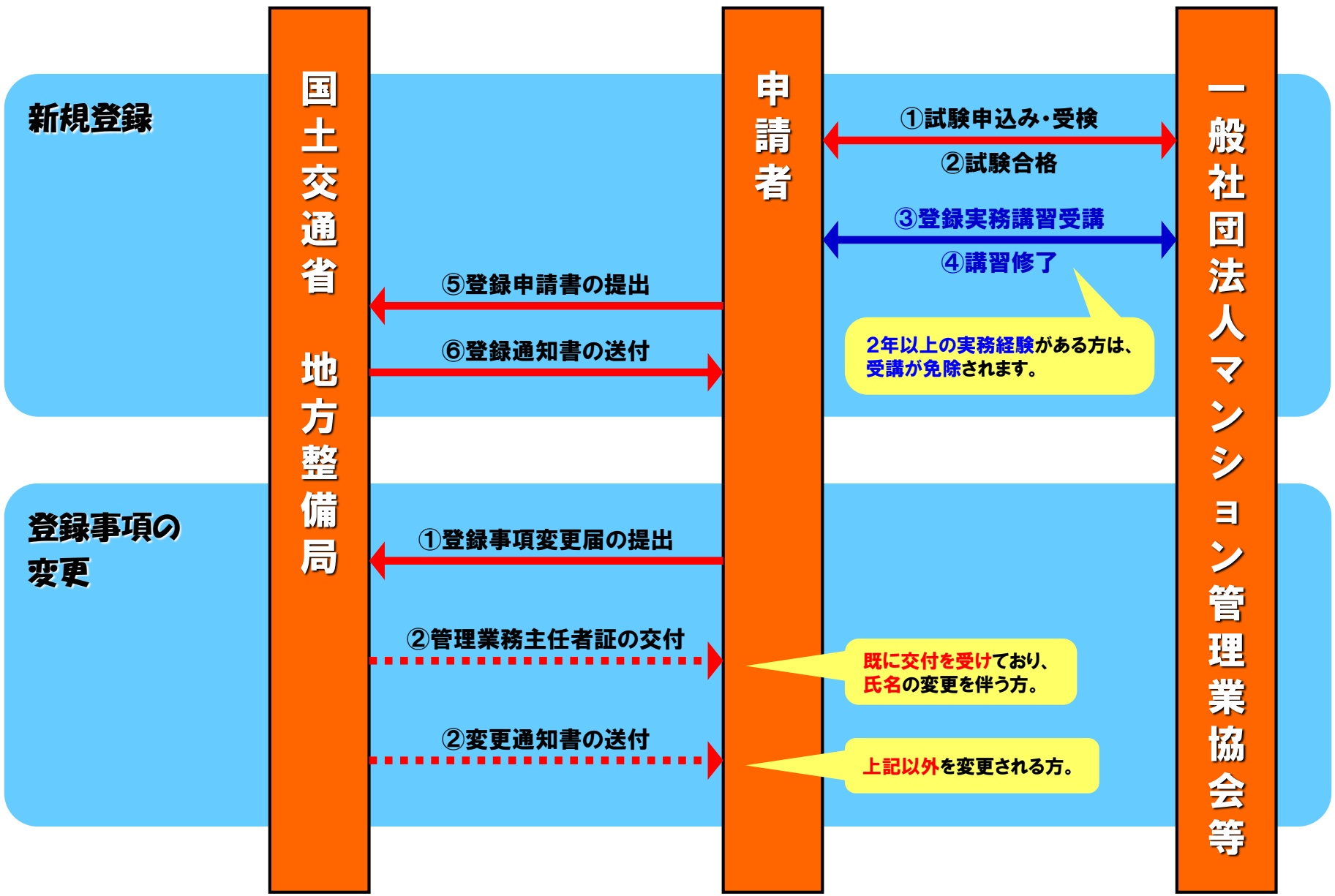
- ◇国土交通大臣より指定を受け、一般社団法人マンション管理業協会が実施しています。
- ◇講習の名称「管理業務主任者証の交付に係る講習」。
- ◇国土交通大臣が定める実施要領（平成13年8月1日告示第1282号）に従い実施されます。（中国地方以外の開催については、[本省HP](#)で他の実施機関もご案内しています。）

試験・講習の日程および申込み等について

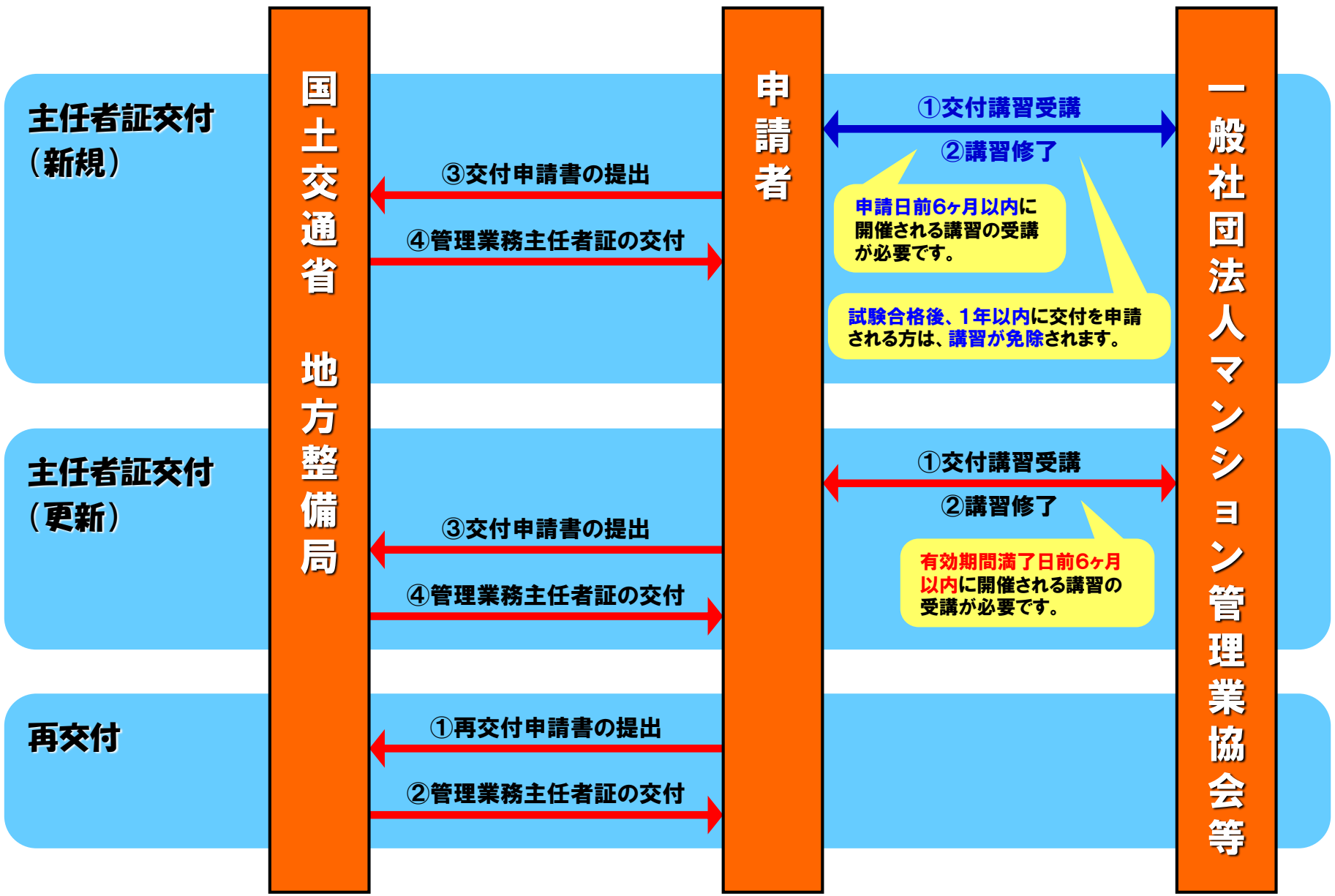
日程の確認および申込み等は、一般社団法人マンション管理業協会へご確認下さい。

一般社団法人 マンション管理業協会 中国四国支部
〒730-0073 広島県広島市中区中町9-12
電話：082-247-1830 ホームページ：<http://www.kanrikyo.or.jp/>

2-③ 管理業務主任者登録(変更)の流れ



2-④ 管理業務主任者証交付の流れ



2-⑤ 登録の申請

- ◇登録申請書および添付書類は以下のとおりです。
- ◇登録までの標準処理期間は30日となっています。

提出書類等		様式
登録申請書		施行規則別記様式第17号 第一面
顔写真(カラー 縦3cm 横2.4cm)を貼付		
登録手数料 4,250円 収入印紙を貼付		〃 第二面
住民票		※発行日から3ヶ月以内
試験合格証明書		
登録要件に関する書類 (いずれか)	登録実務講習修了証明書	
	実務経験証明書	施行規則別記様式第18号
登記されていないことの証明書		※発行日から3ヶ月以内
身分証明書		※発行日から3ヶ月以内
誓約書		施行規則別記様式第19号

2-⑥ 変更の届出

◇変更届出書および添付書類は以下のとおりです。

◇再交付までの標準処理期間は30日となっています。

提出書類等		項目	変更事項						
			既に主任者証の交付を受けている方				交付を受けていない方		
			氏名	住所 電話番号	本籍	業務の 従事先	氏名	住所 電話番号	本籍
登録事項変更届出書		施行規則別記様式第24号 第一面	○	○	○	○	○	○	○
交付手数料 2,300円 収入印紙を貼付		施行規則別記様式第24号 第二面	○						
住民票		※発行日から3ヶ月以内		○				○	
戸籍抄本		※発行日から3ヶ月以内	○		○		○		○
顔写真	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー 縦3cm 横2.4cm ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載 ・キズ防止のため小封筒等に封入 	※撮影日から6ヶ月以内	○						
管理業務主任者証			○						
返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・長形3号 ・404円切手を貼付 ・返信先の住所・氏名等を記載 		○						

2-⑦ 管理業務主任者証交付(新規・更新・再交付)の申請

- ◇交付申請書および添付書類は以下のとおりです。
- ◇交付までの標準処理期間は30日となっています。

提出書類等		項目	新規交付	更新交付	再交付
交付申請書		施行規則別記様式 第21号	○	○	
	顔写真(カラー 縦3cm 横2.4cm)を貼付				
	交付手数料 2,300円 収入印紙を貼付				
再交付申請書		" 第25号			○
	交付手数料 2,300円 収入印紙を貼付				
交付講習修了証明書			○ ※1 ※2	○ ※3	
顔写真	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー 縦3cm 横2.4cm ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載 ・キズ、紛失防止のため小封筒等に封入 	※撮影日から6ヶ月以内	○	○	○
登録通知書(はがき)			○		
管理業務主任者証				主任者証 又はその写し	
返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・長形3号 ・404円切手を貼付 ・返信先の住所・氏名等を記載 		○	○	○

- ※1 試験合格後1年以内に交付申請される場合は不要です。
- ※2 申請日前6ヶ月以内のもの。
- ※3 有効期間満了前6ヶ月以内のもの。

2-⑧ 管理業務主任者証の返納

記載事項に変更があった場合

◇変更届出書に管理業務主任者証を添えて提出しなければなりません。（法第62条第2項）

有効期間満了により効力を失った場合

◇速やかに管理業務主任者証を国土交通大臣（所管する地方整備局）に返納しなければなりません。（法第60条第4項）

亡失等により再交付を受けた後に発見した場合

◇亡失等により再交付を受けた後において、亡失した管理業務主任者証を発見したときは、速やかに、発見した管理業務主任者証を国土交通大臣（所管する地方整備局）に返納しなければなりません。（施行規則第77条第4項）

管理業務主任者証の返納先(中国5県在住の方)

管理業務主任者証の返納は以下へお願いいたします。(郵送可)

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15
国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課 マンション管理業担当者 宛て
〔TEL〕082-221-9231(代表)

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

〒730-0013

広島県広島市中区八丁堀2-15

〔TEL〕082-221-9231(代表)

〔FAX〕082-511-6189

〔中国地方整備局HP〕

<http://www.cgr.mlit.go.jp/>

〔マンション管理業HP〕

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu06.htm>



国土交通省

